

第 71 回
大阪市都市景観委員会
議事録

日 時 令和 8 年 2 月 19 日 (木)
午前 10 時 00 分
場 所 大阪市役所 P 1 階 共通会議室

大阪市都市景観委員会（第71回）

1. 開催日時 令和8年2月19日（木）午前10時00分～11時11分
2. 開催場所 大阪市役所 P1階 共通会議室
3. 出席者

委員（敬称略）

委員長 中 嶋 節 子

委員長代理 岡 井 有 佳

委員 麻 生 美 希

清 水 陽 子

高 岡 伸 一

武 田 重 昭

福 田 知 弘

山 口 敬 太

事務局（計画調整局） 山 田 計画調整局長

岩 本 計画部長

辻 都市景観担当課長

正 者 エリアマネジメント支援担当課長

北 川 都市景観担当課長代理

鈴 木 デザイン施策担当課長代理

高 橋 都市計画課（都市景観）担当係長

奥 谷 都市計画課（都市景観）担当係長

樋 口 都市計画課（都市景観）担当係員

（建設局） 森 総務部 管理課長代理

4. 会議次第

1 開 会

2 議 題

（1）重点届出区域における広告物基準の見直しについて

（2）その他

3 閉 会

【配付資料】

議題（1）重点届出区域における広告物基準の見直しについて

○資料1 重点届出区域における広告物基準の見直しについて（概要）

○資料2-1 大阪市景観計画（変更素案）今回変更箇所抜粋

○資料2-2 大阪市景観読本（変更案）今回変更箇所抜粋

○資料2-3 重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱（改正案）新旧対照※

○資料3 今後の進め方

○参考資料1 まちなみ創造区域（御堂筋デザインガイドライン地区）における広告物基準の見直しについて（概要）

○参考資料2 大阪市エリアマネジメント活動計画認定制度（案）の概要

議題（2）その他

○資料4 これまでの開催状況及び今後の予定

（※）委員限り資料

5. 議事の概要

○事務局(北川)

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第71回大阪市都市景観委員会を開催させていただきます。

本日の進行を務めさせていただきます大阪市計画調整局計画部都市景観担当課長代理の北川でございます。よろしくお願いいたします。

本日、報道、傍聴ともなかったことをご報告いたします。

本日の都市景観委員会には、委員11名中8名のご出席をいただいておりますので、大阪市都市景観委員会運営要綱第2条第3項の規定により、本委員会が有効に成立していることをご報告させていただきます。

なお、麻生委員におかれましては、運営要綱の規定に基づき事前に委員長の承認をいただきましたので、ウェブ会議の方法で本委員会にご参加いただいております。どうぞよろしくお願いいたします。ウェブ会議でのご参加にあたりましては、マイクはオフにいただき、ご発言をされる際のみオンにさせていただきますようよろしくお願いいたします。ご発言の際は挙手ボタンでお知らせいただき、委員長の許可を得た後、マイクをオンにして、氏名からご発言いただきますようお願いいたします。

本委員会につきましては、大阪市都市景観委員会運営要綱第2条第1項の規定により、公開にて開催させていただきます。

それでは、議事に入る前に配付資料の確認をお願いいたします。ウェブでご出席の委員には、事前にメールでお送りしております。

まず、資料一番上は議事次第、委員名簿、配席図をとじたものでございます。次に議題1、重点届出区域における広告物基準の見直しについての資料でございます。資料1は「重点届出区域における広告物基準の見直しについて（概要）」です。A3横、両面の資料となります。次に資料2-1は景観計画の今回変更箇所を抜粋したもので、「大阪市景観計画（変更素案）今回変更箇所抜粋」です。A4縦の資料となります。次に資料2-2は、景観読本の今回変更箇所を抜粋したもので、「大阪市景観読本（変更案）今回変更箇所抜粋」です。A4縦の資料となります。次に、資料2-3は「重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱（改正案）新旧対照」になります。A4横の資料になります。なお、こちらは委員限り資料となっております。次に、「今後の進め方」が資料3になります。A4横の資料となります。続いて、参考資料としまして、参考資料1「まちなみ創造区域（御堂筋デザインガイドライン地区）における広告物基準の見直しについて（概要）」です。A3横の1枚ものの資料となります。次に、参考資料2「大阪市エリアマネジメント活動計画認定制度（案）の概要」です。A4横の1枚ものの資料となります。次に、議題2、その他の資料としまして、資料4「これまでの開催状況及び今後の予定」でございます。A4縦の資料となります。そのほか、都市景観委員会

資料綴りのファイルを卓上に準備しております。

委員会関係資料は以上でございます。不足がございましたら、審議中でも構いませんので事務局までお申し上げください。

それでは、これからの議事進行につきましては、中嶋委員長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○中嶋委員長

皆さん、おはようございます。

本日は、部会でご議論を続けていただきました重点届出区域における広告物基準の見直しについて、景観計画また読本、デジタルサイネージの要綱の見直しについてご議論をいただきたいと思っております。

それでは、議事に入りますが、その前に当委員会については、運営要綱第5条第3項に基づきまして、議事録記名人を指名することとなっております。名簿の順番ということで、前回、麻生委員と黒坂委員にお願いいたしましたので、本日につきましては、清水委員と高岡委員にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、早速ですけれども議事に入っております。議題1、重点届出区域における広告物基準の見直しについて、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（辻）

都市景観担当課長の辻でございます。本日、どうぞよろしくお願いいたします。

議題1、重点届出区域における広告物基準の見直しについてご説明いたします。

なお、ただ今からご説明いたします内容につきましては、昨年3月に開催いたしました第69回委員会でご確認いただきました進め方に沿って、昨年10月に第14回景観形成推進方策部会、本年1月に第15回景観形成推進方策部会及び第29回デザイン部会の合同部会におきましてご審議いただいた内容となっております。

それでは、資料1、重点届出区域における広告物基準の見直しについて（概要）をご覧ください。

資料1は、表面が見直しの概要、裏面が制度詳細といたしております。本日の説明は、まず資料1に沿って見直しの全体をご説明させていただいた後に、資料2以降で景観計画、景観読本及び要綱の今回変更箇所を具体的にご説明したいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

では、資料1に沿って説明させていただきます。

はじめに、広告物基準につきましては、大阪市では、「大阪市景観計画」を定め、右の図に示しております7つの重点届出区域を対象といたしまして広告物の意匠・大きさ等に関する広告物基準を規定し、良好な景観形成に向けた景観誘導を推進しております。また、デジタルサイネージや暫定利用・イベント対応時の一時広告物につきましては、別途、「重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱」を定めております。

次に、今回基準見直しに至った背景と経過ですが、大阪・関西万博を機に、イベント開催による集客力強化の機運の高まりや、にぎわい形成に資する広告需要の高まり、また、地域特性に応じたエリアマネジメント活動の活性化といった状況を踏まえ、広告物基準の見直しの検討を進めてまいりました。先行して、令和6年11月に一時広告物については基準を適用除外とする要綱改正を行いまして、これに引き続き、今回さらなる広告物の基準の見直しを行いたいと考

えております。

今回の見直しの方向性ですが、大きく2つございます。資料の左側、1. 広告物の意匠等基準の見直しと明確化と、資料右側、2. エリアマネジメント活動と連携した広告物掲出でございます。

まず、資料左側1. 広告物の意匠等基準の見直しと明確化です。これまで行ってきた景観誘導の仕組みは一定維持しつつ、広告物の意匠に関する基準を一部緩和と明確化し、にぎわいあるまちなみ景観の形成を図ることを目的として今回基準の変更を行います。

具体的には、①人物・キャラクターの意匠使用の緩和ですが、重点届出区域全区域を対象に、建築物の高さ10メートル以下の部分においてのみ最小限での使用を可能といたします。加えて②高彩度色を定義し明確化ですが、こちらも全地区を対象に高彩度を彩度6と定義し、利用を抑えるよう誘導いたします。

続きまして資料右側2. エリアマネジメント活動と連携した広告物掲出です。地域の価値向上を図るエリアマネジメント活動と連携し、地域の特性を踏まえたきめ細やかな景観コントロールによるデザイン性の高い良好な景観形成を図ることを目的とし、新たな制度として規定いたします。

具体的には、まず①エリアマネジメント活動と連携した広告物の協議の枠組みを規定いたします。こちらは、新しく創設します「大阪市エリアマネジメント活動計画認定制度」と連動したエリアマネジメント団体との協議の枠組みを規定します。大阪市エリアマネジメント活動計画認定制度は、エリアマネジメント団体がエリアの魅力向上や活性化に資する取組の計画を作成し、大阪市がその計画を認定する制度でございます。制度の詳細は後ほど担当よりご説明いたします。今回、この制度と連動させて②広告物基準の緩和にありますように、具体的には、エリアマネジメント活動計画の認定と、エリアマネジメント団体による質の高いデザインコントロールを前提といたしまして、以下、掲げております3項目に係る基準を緩和いたします。

1つ目の緩和は、人物・キャラクターの意匠使用の緩和です。緩和イメージを図で掲載しておりますが、新制度を活用した場合、広告盤面全体への意匠使用を可能といたします。対象地区は、景観面への配慮を考慮し、中之島地区及び各地区の中之島地区に面する面は除きます。

2つ目の緩和は、工事仮囲いに掲出する広告物の表示内容です。緩和イメージを図で掲載しておりますが、工事仮囲いにおいて商用広告を可能といたします。こちらは全地区を対象といたします。

3つ目の緩和は、建築物中層部へ設置するデジタルサイネージの大きさや設置数の緩和です。こちらにつきましては、中層部へのデジタルサイネージの設置が可能な大阪駅周辺沿道地区と難波駅周辺沿道地区が対象となります。

資料裏面をご覧ください。広告物基準の見直しについての制度詳細をまとめております。

まず資料1、左側、広告物の意匠等基準の見直しと明確化についてご説明いたします。

①人物・キャラクターの意匠使用の緩和に関連する変更内容ですが、今回、景観計画の変更と景観計画の基準を具体的に解説しております景観読本の変更、併せてデジタルサイネージのコンテンツ基準であります要綱の改正を行います。

まず景観計画につきましては、屋外広告物に関する行為の制限の広告物基準に、現行では「人物・キャラクターの意匠を使用しない」とあるところを、変更素案では「人物・キャラクター

の意匠の使用は、建築物の高さ 10 メートル以下の部分のみとし、最小限に抑える」といたします。各地区の景観形成方針等を踏まえ、中高層部には落ち着き、低層部にはにぎわいを重視いたしまして、また、現行の広告物基準が建築物の高さ 10 メートルで区分していることを踏まえ、人物・キャラクターの意匠の使用については、今回、建築物の高さ 10 メートル以下の部分のみにいたしました。また、人物・キャラクターの意匠使用を多用されますと景観への影響が大きいことから、「最小限に抑える」といたします。

次に、景観読本の変更内容です。区域特性に応じましてヒューマンスケールに配慮した最小限の使用とし、周辺景観への配慮を誘導するため、表に記載のとおり重点届出区域を区域特性に応じて3つの区域に分類いたしまして、それぞれ人物・キャラクターの意匠の使用面積の上限を明記いたします。使用の面積の上限につきましては、現在運用しております低層部でのデジタルサイネージの画面の大きさと人物・キャラクターの意匠使用の上限を基に設定いたしました。区域1は1.67平米以下、区域2と区域3は0.67平米以下とし、区域3につきましては表示内容を商標に限定いたします。また、使用にあたっての条件としまして、使用する場所は建築物の高さ10メートル以下の部分のみとし、1店舗当たり1つまでと記載し、最小限の使用に抑えるよう誘導します。

続きまして、要綱の改正内容です。要綱で規定しているデジタルサイネージのコンテンツ基準として、現行では区域1及び区域2におきまして、「人物・キャラクターの表示割合が画面の3分の1かつ掲出時間の3分の1を超えていない」、区域3では「使用しない」とあるところを、改正案では、全ての区域において「人物・キャラクターの表示割合は画面の3分の1以下とする」といたします。

①人物・キャラクターの意匠使用の緩和に関しましての変更内容は以上です。

続きまして②高彩度を定義し明確化に関連する変更内容です。景観計画の変更と読本の変更を行います。

景観計画については、広告物基準に、現行では「高彩度の利用を抑える」とあるところを、変更素案では「高彩度（彩度6（日本産業規格Z8721に定める彩度）を超えるもの）の利用を抑える」といたします。併せて景観読本の変更内容ですが、「高彩度色を利用する場合は、広告盤面の5分の1未満を目途に最小限に抑え、周辺景観との調和に配慮しましょう」など、高彩度色をやむを得ず使用する場合の目途を記載し、利用を抑えるよう誘導いたします。

以上が1. 広告物の意匠等基準の見直しと明確化の変更内容です。

続きまして資料右側にまいりまして、2. エリアマネジメント活動と連携した広告物掲出（新制度）についてご説明します。これに関連して景観計画の変更と要綱の改正を行います。

まず、景観計画については、広告物基準の中に「地域の価値向上を図るエリアマネジメント活動に資する広告物について、別に定めがある場合は、これによるものとする」という条文を追加いたします。

ここでの「別に定め」とは要綱のことを指しておりまして、今回要綱を改正し、①エリアマネジメント活動と連携した広告物の協議の枠組みを規定いたします。新しく創設します大阪市エリアマネジメント活動計画認定制度実施要綱と連動させ、景観に係る協議内容とエリアマネジメント活動計画認定の協議対象等を整理し、それぞれの要綱で必要な手続きを規定いたします。要綱改正案の条文につきましては、後ほど資料2-3要綱（改正案）の新旧対照にてご参

照いただきます。

手続きの流れを図で掲載しておりますが、まずエリアマネジメント活動計画の事前協議の申出の後、今回改正します要綱に基づきまして、エリアマネジメント広告物協議として景観に係る部分の協議を行います。本景観委員会での意見聴取を経まして、要綱で定める基準に適合していると認められる場合は協議成立とします。その後、エリアマネジメント活動計画の認定申請に進み、別途計画認定に係る有識者会議での意見聴取が行われ、計画認定された場合に活動実施が可能となります。また、活動実施期間中は年1回の実績報告を求め、必要に応じて本委員会での意見聴取を行います。その結果につきましてはエリアマネジメント団体に通知し、必要な改善を求めるなど、PDCAを回しながら適正な活動実施につなげたいと考えております。

続きまして、この制度を活用する場合の②広告物基準の緩和の内容です。まず、要綱で定める基準の中で、前提条件として以下3点を規定いたします。

1点目、にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いもの。2点目、当該広告物を設置するエリアマネジメント団体による内部取扱規定を設けるなどにより質の高いデザインコントロールを行うこと。3点目、当該広告物による収入はエリアマネジメント活動に充当されることについて広く周知を行うこと。これらを前提条件といたしまして、資料表面で先ほども説明いたしましたとおり、3つの項目に関して基準を緩和し、要綱の中で規定いたします。

以上が2. エリアマネジメント活動と連携した広告物の掲出（新制度）の変更内容です。

続きまして資料2-1をご説明させていただきます。大阪市景観計画（変更素案）をご覧ください。ただいま資料1でご説明した内容で変更となる箇所のみを抜粋し、変更箇所を朱書き、もしくは赤囲いしております。

ページをめくっていただきまして、まず目次ですが、変更の該当ページを赤囲いしております。順にご説明します。3ページをお開きください。

景観計画の変更の変遷の部分でございますが、今回の変更の概要を追記いたします。

次に5ページをご覧ください。変更の変遷を年表形式でまとめたものです。今回の景観計画の変更及び要綱の改正について追記いたします。

併せて5ページ中ほどの「景観計画の位置づけ」及びめくっていただきまして6ページ下段の「関連計画等から捉える景観」に記載のある関連計画の名称につきまして、時点更新に伴う変更を行います。

続きましてページ番号151ページをお開きください。こちらのページは、第6条景観法を活用した景観形成の取組のうち、4、屋外広告物に関する行為の制限の中の（4）広告物基準の部分になります。重点届出区域の地区ごとに広告物基準を掲載しております。変更箇所は他の地区とも共通いたしますので、代表して御堂筋地区を用いて説明します。

まず、意匠等の基準のうち、「オ 高彩度（彩度6（日本産業規格Z8721に定める彩度）を超えるもの）の利用を抑える」といたしまして、「カ 人物、キャラクターの意匠の使用は、建築物の高さ10メートル以下の部分のみとし、最小限に抑える」と変更いたします。次に、ページ中ほどですが、中之島地区や中之島地区に面する建築物が該当する地区につきましては、屋上広告物の基準の中に高彩度と記載のある箇所がございます。そちらに「（彩度6（日本産業規格Z8721に定める彩度）を超えるもの）」を挿入いたします。

152 ページをご覧ください。その他の基準として3項目に、「地域の価値向上を図るエリアマネジメントの活動に資する広告物について、別に定めがある場合は、これによるものとする」を挿入いたします。

以下 153 ページから 164 ページまでは、他の地区において同様の変更をいたします。

景観計画の変更箇所は以上でございます。

続きまして、資料2-2 大阪市景観読本の変更案をご説明いたします。こちら資料2-2につきましても、先ほど同様に変更となる箇所のみを抜粋いたしまして、変更箇所を朱書き、もしくは赤囲いをしております。

ページをめくっていただき、まず目次でございますが、変更の該当ページを赤囲いしております。2章、屋外広告物の景観形成の部分でございます。

ページ2-9をお開きください。2-17 ページまで各地区の広告物基準を掲載しております。景観計画の変更をこちらにも反映いたします。

2-18 ページをお開きください。2-18 ページ以降が広告物基準の解説になってございます。

2-19 ページをご覧ください。ページ下段、高彩度の利用に関する記載を追加しております。「高彩度色を利用する場合は、広告盤面の5分の1未満を目途に最小限に抑え、周辺景観との調和に配慮しましょう」など、図も用いた形で解説を掲載いたします。

2-20 ページをご覧ください。人物・キャラクターの意匠使用に関する基準の解説に赤囲いにある部分を追加いたします。こちらの内容は先ほど概要でご説明した内容となっております。

次に、2-26 ページをご覧ください。基準のその他として新たに規定いたしましたエリアマネジメント広告物についての解説を掲載し、詳細につきましては、2-32 ページを参照してくださいということで、2-32 ページの方をご覧ください。新たに項出しをいたしまして、(4) エリアマネジメント広告物の解説を追加いたします。

2-33 ページと 34 ページでは、先ほど概要版でお示ししましたとおり、対象となる地区ごとに基準の緩和内容を図表を用いて解説いたします。

最後に、2-35 ページでは、手続きフローを掲載いたします。

景観読本の変更箇所は以上でございます。

続きまして、資料2-3、重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱（改正案）新旧対照をご覧ください。

はじめに、本資料につきましては、今後庁内調整の中で一部文言の修正などが入る可能性があるため、本日委員限り資料とさせていただきます。また、様式等の添付資料についても省略させていただきますことをご了承願います。

それでは、資料左側、改正後の条文の赤字下線部が今回の変更箇所となっております。規定整備の改正も含んでおりますため赤字が多いですが、本日は今回の改正で大きな変更点となっておりますエリアマネジメント広告物に関する改正箇所のみを抜粋してご説明いたします。

まず1ページ、第1条目的におきまして、4行目の中ほど以降に「地域の価値向上を図るエリアマネジメントの活動に資する広告物の表示、もしくは当該広告物を掲出する物件の設置をする場合」ということで追加いたします。

第2条、用語の定義におきまして、第3号でエリアマネジメント広告物を定義いたします。別に定めます「大阪市エリアマネジメント活動計画認定制度実施要綱により、認定を受けて実施する活動のために必要となる屋外広告物」と定義いたします。併せて第5号、協議対象地区といたしまして、エリアマネジメント広告物の表示等、協議対象地区を定義いたします。

2ページをご覧ください。第3条、協議等対象におきまして、第3項第3号を新設し、協議等を行う事業者としてエリアマネジメント団体が該当する旨を規定いたします。

3ページに進みまして、第8条でございます。第8条を新設いたしまして、エリアマネジメント広告物の表示等に関する事前協議を規定いたします。

4ページに進んでいただきまして、第8条第2項では、エリアマネジメント広告物計画の作成にあたっては、別表第5に定める基準に適合しなければならないと規定いたしまして、続きまして、第3項では、委員会での意見聴取、第4項及び第5項におきまして、事業者への見解通知及び事業者からの回答書のやり取りを規定します。また、第6項、第7項におきまして、基準の適合適比による協議の成立、もしくは不成立を通知、第8項におきまして、協議の成立の通知があった事業者がエリアマネジメント活動計画の認定申請ができる旨も規定いたします。

第9条は、変更協議に係る規定をいたします。

5ページにまいりまして、第15条におきまして、協議済エリアマネジメント広告物に関する実績報告及び実施計画等を規定いたします。

ページ飛びまして14ページをお開きください。以降16ページまでがエリアマネジメント広告物の基準となります別表5になっております。(1)から(5)まで設置するものが、デジタルサイネージか、もしくはそれ以外か、また設置場所が建築物低層部、工事用仮囲い、建築物中層部、それぞれに区分いたしまして、それぞれの場合の基準を規定しております。要綱改正案の説明は以上です。

続きまして、資料3、今後の進め方をご説明させていただきます。資料3をご覧ください。

資料の上段ですが、本日第71回都市景観委員会におきまして、ただいまご説明いたします景観計画の変更素案と景観読本の変更案、要綱改正案についてご確認いただきたいと考えております。その後3月下旬頃に屋外広告物審議会へ報告し、また大阪市エリアマネジメント活動計画認定制度につきましては、大阪エリアマネジメント活性化会議での意見交換を予定しております。令和8年度には、4月頃に景観計画と重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱と併せまして、御堂筋デザインガイドラインにつきましてパブリック・コメントなどを実施いたします。このパブリック・コメント等は約1か月を予定しておりまして、パブリック・コメント等で寄せられました意見を集約した上、必要に応じて6月頃に都市景観委員会の開催を予定しております。その後、夏頃を予定しておりますが、景観法第9条第2項の規定に基づきまして、都市計画審議会において景観計画変更案についての意見聴取を行います。これらの手続きを経まして景観計画の変更、景観読本の変更、重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱の改正、御堂筋デザインガイドラインの変更等を行ってまいりたいと考えております。

長くなりましたが説明は以上です。

○事務局(北川)

続きまして、参考資料の説明をさせていただきます。参考資料1、まちなみ創造区域(御堂

筋デザインガイドライン地区)における広告物基準の見直しについて(概要)、参考資料2、大阪市エリアマネジメント活動計画認定制度(案)の概要につきまして、それぞれ担当からご説明させていただきます。

これらの参考資料につきましては、この内容自体は審議の対象ではございませんが、それぞれ議題1に関連するものとしてご報告をさせていただきます。

まずは参考資料1について、計画調整局計画部都市計画課デザイン施策担当よりご説明いたします。よろしく願いいたします。

○事務局(鈴木)

計画調整局都市景観担当デザイン施策担当課長代理の鈴木と申します。よろしく願いいたします。

参考情報といたしまして、まちなみ創造区域における広告物基準の見直しにつきまして、概要を説明いたします。資料3の次にあります参考資料1をご覧ください。

景観計画では、エリアごとに定める要綱やガイドラインに基づき、事業者と本市との対話による事業者の創意工夫を生かした景観誘導など、官民が共創し、地域と一体となった景観まちづくりの取組を実施する地区をまちなみ創造区域として定めております。現在は御堂筋デザインガイドライン地区の1地区を指定しており、対象範囲は御堂筋のうち土佐堀通と長堀通の間のエリアになります。当地区では、良好なまちなみや上質なにぎわい形成のための屋外広告物の指針等を示した「御堂筋デザインガイドライン」や、デジタルサイネージの取扱いを示した「御堂筋デザインガイドライン区間におけるデジタルサイネージ取扱要綱」を定め、これらに沿ってデザイン協議を実施しております。

広告物基準の見直しにつきましては、重点届出区域と同様に昨年度から検討を進めておりました。御堂筋デザイン会議における有識者のご意見を踏まえ検討を進めてまいりました。見直し内容の詳細は割愛いたしますが、先ほど説明を行いました重点届出区域とおおむね同様になっております。

資料の左下の表に示すとおり、広告物基準の見直しを行います。人物・キャラクターの意匠の基準緩和に加えまして、当地区特有の課題についても一定見直しを行います。なお、土佐堀通から中央大通までの北地区につきましては、人物・キャラクターを商標のみとするなど、重点届出区域の水辺地区とおおむね同様の取扱いといたします。

また、右下に示しますように、エリアマネジメント活動と連携する場合は、質の高いデザインコントロールを前提として、さらなる基準緩和を行います。

以上の見直しによりまして、当地区の景観形成方針を踏まえ、中高層部には風格や落ち着き、低層部にはにぎわいを重視した景観誘導を進めてまいります。

説明は以上となります。

○事務局(北川)

続きまして、参考資料2、大阪市エリアマネジメント活動計画認定制度(案)の概要について、計画調整局計画部エリアマネジメント支援担当よりご説明いたします。

○事務局(正者)

計画調整局計画部エリアマネジメント支援担当課長の正者でございます。大阪市エリアマネジメント活動計画認定制度の案の概要につきましてご説明いたします。

まず制度の目的でございますが、本制度の目的は2点あります。1点目は、エリアマネジメント活動、いわゆるエリマネ活動を後押しすることでエリアの魅力向上や活性化につなげること。2点目は、エリマネ団体が持続的に活動できる環境を整えることです。制度創設の背景として、現状では団体側の資金や人材が不足し、取組みたい内容があっても活動が限定されていること、また制度面でも融資制度や補助制度に偏り、現場の取組に直結する柔軟な仕組みが十分ではないという課題が挙げられます。

次に制度の目標でございますが、本制度が目指す姿は、エリア価値の向上を通じたエリアブランドの形成でございます。そのためにこれまで既存の規制により実施できなかった内容について、エリアの魅力向上や活性化に資する取組として、規制緩和の内容も含めた計画を団体が作成し、関係所属などと調整した上で必要な規制緩和を実施し、計画の目標達成を目指すという流れになります。

制度活用による目標達成のイメージを説明させていただきます。現行基準では実施できない取組がある場合に本制度を活用し、まず規制緩和により得られる効果を生み出します。具体的には、自主財源の確保、エリアイメージの想起、来街者の増加などが想定されます。そして、そこで得られた収益をエリアマネジメント活動に還元します。この規制緩和による効果と収益の還元を継続的に回していくことでエリアの価値向上につなげ、最終的にエリアブランドの形成へ結びつけていくという流れを想定しております。

続いて、制度活用に係る主な要件です。まず、団体要件といたしまして、まちづくりの推進が活動目的であること、まちづくり活動の実績があること、必要な組織体制・人員体制並びに経済的基礎を有していることなどを求め、まちづくり活動の持続性を担保いたします。次に、規制緩和メニューですが、2026年度は景観分野における広告物基準の緩和など以外に公開空地に関する占用期間の緩和を想定しております。また、地域との協議も要件としており、規制緩和により直接影響を受ける範囲に対して十分に説明をし、理解を得る努力を行うこと、取組内容を広く周知・発信すること、協議状況などを文書で提示することを求めています。計画認定にあたりましては、都市再生、地域ブランド、法律に関わる有識者で構成する会議で確認を行います。計画の認定基準は、公益性、必要性、事業効果、実効性、継続性、妥当性といった観点で整理しており、計画期間は5年以内としております。

認定後は、評価項目としてエリアマネジメント活動の活性化を確認します。具体的には、エリア価値向上に資する成果や取組の実績について、取組実施数（稼働率）、団体メンバーや連携団体の増加、活動実績の発信数など、客観的に把握できる指標で確認していきます。

私からの説明は以上です。

○事務局(北川)

議題1に関する資料の説明につきまして、これで全てとなっております。事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○中嶋委員長

ご説明ありがとうございます。ご意見・ご質問等、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○武田委員

ご説明ありがとうございます。

資料2-1の景観計画の変更素案の3ページです。

景観計画の変更の経緯について、「2025年大阪・関西万博を機に、にぎわい形成に資する広告需要の高まりを踏まえ、改正を行いました」とあるんですけど、私の認識では、別にこれ以前からも広告の需要はあったんだけど、より質の高い景観形成を誘導するために規制をしてきたということなのかなと思いますし、広告需要さえ高まれば規制が緩和できるというものでもないんじゃないかという気がしております。例えば、「にぎわい形成に資するまちづくりの機運が高まったので規制緩和を行いました」だったら理解がスムーズかなと思いました。それが一つです。

併せて、これは些細なことですけど、この文章は、2025年大阪・関西万博を機に、2024年に改正を行いましたとなっているんですけど、多分これは2025年の大阪万博に向けた需要の高まりを、もしくは、まちづくりの機運の高まりを踏まえて2024年に改正を行いましたという文章の方が適切かという気がしますので、少し文章を修正いただくのが適切ではないかという気がしました。

以上です。

○中嶋委員長

ありがとうございます。事務局から何かありますでしょうか。

○事務局（辻）

ご指摘ありがとうございます。ご指摘も踏まえて修文検討したいと思います。

○事務局（岩本）

補足させていただきます。先生のご指摘を踏まえて少し表現を考えさせていただこうと思います。

今の文章でいきますと、万博に合わせたイベント対応時の一時的な、例えばミャクミャクなど、ああいうものを扱うことに関してまず基準緩和したということが1行目、2行目の趣旨のところできて、そこがもう少し分かるように修正を考えさせていただきます。ありがとうございました。

○中嶋委員長

よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

○岡井委員長代理

今回の広告物の基準緩和に関しましては、部会の方で議論をさせていただいておりました。

1点目の人物・キャラクターに関しましては、やはり緩和することに対して懸念事項を示される委員さんもいらっしゃいました。ただ、全体として大阪の地域特性ということ踏まえると、少し緩和をしてもいいのではないかという中で、ただし、何でもかんでもいいということでもないということで、建物の低層部のみに限ること、人物・キャラクターは最小限にすることを中心に議論をさせていただいたかと思います。景観計画の方では「最小限の」という形になっていますけれども、景観読本の方では、さらに地区ごとの詳細な基準を設けることで、本当に事業者からしても分かりやすく、そして全体としても最小限で影響がなるべく出ないようにということだと認識しております。

2点目のエリマネジメント活動の広告物に関しましては、エリマネ活動の、先ほどご説明がありましたように財源的な問題ということ踏まえると、どういう形で財源を確保するのかとい

う点と広告物というのはある一定程度収益を得られるものですがけれども、むやみやたらにすると当然景観面での課題が生じるということから、エリマネ団体が認めたものに関してはやってもいいんじゃないかということで、エリマネ団体は、その地域の価値を向上するために存在している団体ですので、むやみやたらに収益のために何でもかんでもいいということにはならないだろうと、そこで抑止効果があるんじゃないかという判断をしております。ただ一方で、収益の方ですけれども、収益がどういう形でその地域に還元されるのかということが非常に重要かと思っておりますので、緩和をしたことがどういう効果と影響につながっていくのかというのはしっかりと確認をしていただいて、場合によっては、もし課題が生じた際には、今後議論をしていく必要性はあるんじゃないかということが認識されているかと思っております。

以上です。

○中嶋委員長

ありがとうございました。部会での議論をご説明いただいたかと思っております。

何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○高岡委員

高岡です。質問ですけれども、先ほどご説明いただきましたエリアマネジメント活動計画認定制度の内容についてです。

趣旨としては、既存の規制により実施できなかったことについて、一定の要件を満たせば緩和していくという趣旨と理解いたしました。2026年度は、公開空地とそれから今説明があった景観が緩和のメニューになるという話だったんですけれども、今後の展開としては、こういうふうにメニューが与えられて、それについて緩和の要望があればそれに対して対応していくということなのか、メニューにかかわらず、エリマネ団体からこれを緩和してほしいという要望が来たら、その都度その案件について協議していくという制度なのか。そこを教えていただけますか。

○中嶋委員長

事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（正者）

エリアマネジメント支援担当課長の正者でございます。

今後の展開ですけれども、2026年度につきましては、一旦、公開空地と景観の規制緩和ということで実施していきます。

今回制度設計に至りまして、団体さんともヒアリング等を行ったり、また本市のエリアマネジメント活性化会議でもいくつかご意見をいただいているところでございます。今後、例えばもう少し公共的な空間である道路や公園に関しましても規制緩和というご意見なども聞くこともございますので、また国のいろいろな道路に関する制度もございますので、その辺の制度の関係性も見ながら、今後の団体さんのやりたいことに沿った支援ができる施策は何かということも見据えながら、展開は考えていきたいと思っております。

以上になります。

○事務局（岩本）

一つ補足させていただきます。私どもの方でエリマネの支援というところでいきますと、こういった公共空間をお使いいただくときに、例えば日数や置けるものなど、そういうところを

下支えするような制度構築をしたいと思っております。先ほど課長が申し上げましたとおり、まずはこの公開空地と景観を来年度からやっていく。今、国の方で都市再生特別措置法の改正に絡みまして検討されている新たな仕組みの中では、都市再生推進法人を対象に、道路や公園などにターゲットを絞った緩和の制度をエリマネに対してお考え中ということも聞いておりますので、そちらの状況も見ながら制度の改正なり更新はまた引き続き考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○中嶋委員長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○山口委員

これまでいろいろ議論してきたので大体の趣旨は理解しているんですが、細かいところを少し伺いたいと思います。

まず、資料1のところで、エリアマネジメント活動と連携した広告物掲出の新制度のフローが描かれていますけれども、今回活動計画の事前協議申出をして、最初に協議成立したら、それを進めていくというのは、大きなものだとこういう形でいいんですけども、例えば仮囲いなどの場合、この計画を最初に認定してもらうときにはまだ工事が未着工で仮囲いはできていないときに、例えばこれをやりたいと途中でなったときにどういう形になるのか。計画の変更になるのか、追加になるのか、そのあたりが少し気になったのが1点。

さらに言うと、低層部の、例えば一時的なデジサイ広告の設置占用みたいな話も、結構大きなイベントをするときなどに、そこもスポンサーを入れて広告収入などが入ってきたときの取扱いも、同じようにその都度事前協議するというのはなかなか厳しい話なのかと思ったときに、それをどういった形で全体の計画と個別の協議の関係というか、仕組みをどこまで考えてデジサイの要綱に反映するのかというところが気になりました。このあたり、今のところはお考えがあれば教えていただきたい。

○中嶋委員長

事務局、いかがでしょうか。

○事務局（辻）

ご質問ありがとうございます。

1点目は、工事仮囲いなどは、建築物の工事が始まったら途中で箇所が追加になったりする場合の手続きということだと思います。当初、計画を認定いたします際に、団体さんが作られた活動計画の内容にもよるんですけども、既に工事用仮囲いを活用した計画で認定していた場合、箇所が増えるということであれば計画の変更の対応でいけるかと考えております。そこも詳細、協議させていただきながら進めていきたいと考えております。

2点目にご質問いただきましたイベントなどに併せて周辺の建築物においても低層のデジサイを設置したいというご趣旨かと思えます。イベントに関わりましてイベントの周知や開催に必要な表示を行うための表示については、別途一時広告物の協議として取扱いをしております。基準等についても令和6年11月に改正いたしましたとおり、一時広告物については意匠基準適用除外とさせていただいておりますので、その中での協議は可能かと思えます。

以上でよろしかったでしょうか。

○山口委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

○中嶋委員長

ほかにいかがでしょうか。

○福田委員

確認ですけど、資料1の制度詳細を見たときに、まず景観読本の変更案の、例えば水辺の使用面積、景観読本に書いてあることは、下の要綱改正案、デジサイの方にも「かつ」でかかってくると考えてよろしいのでしょうか。この資料の詳細のペーパーだけで見ると、景観読本では水辺の使用面積、「ただし商標のみ」って書いてあるんですが、デジサイの方には書いてないので、そのあたりをどう考えたらいいか。

もう一つは、屋外広告物があって、その中にデジサイが入っているという考えであれば、屋外広告物のルールが全部適用されると思うんですけど、その関係も教えてください。

もう一つは、盤面の数え方ですけども、今景観読本の2-8とかで見付面積の考え方が書いてあるんですけども、最近看板というのは、デジサイであろうがなかろうが、折れ曲がって一つの看板として作られているものもあれば、折れ曲がっているけど別々の広告としてデザインされているところがあると思うんですけども、デジサイならば両方可変なんですよね。折れ曲がってもつながっている場合もあれば、ある時間帯によっては別々になることもある。そういうものをどう考えたらいいかを確認させてください。

○事務局(北川)

ご質問ありがとうございます。

まず1つ目の資料1の裏面です。景観読本と要綱の関係ですけれども、景観読本の今書いています平米数「0.67平米以下、ただし、商標に限る」というのは、こちらはアナログ広告、デジサイ以外のものを規定しております。デジタルサイネージに関しましては、景観計画の中で、こちらは先ほどのエリマネ広告と同じで、「別に定めがある」ということで、別の定め要綱に景観計画から飛ばしております。その中の要綱の改正の中で、区域1から区域3は全て「人物・キャラクターの表示割合は、画面の3分の1以下とする」としております。こちらはアナログ広告のように商標に限ってはいません。なぜかと申しますと、デジタルサイネージに関しましては、もう少し細かな基準もございまして、例えば水辺に向けて設置しないと、あと2平米以下にはもちろんなっておりますし、またコンテンツの中身につきましても細かく、色などを見ていきますので、そちらでコントロールできるということで商標に限っていません。こちらがまず1点目でございます。

2つ目に関しましては、今お答えした中身と同様かと思うのですが、デジタルサイネージに関しましては、景観計画の広告物基準で見るのではなく、要綱の方で基準を設けて協議をしております。

3つ目の盤面に関しましては、折れ曲がっていても、その折れ曲がったのが一体なのか分かれているかにも関わりますけれども、どちらであったとしても一体的に盤面を作るものに関しましては、合わせて2平米以下としております。こちらは景観読本の方でも、通常デジタルサイネージを2つ置く場合は10メートル以上離してくださいという基準があるんですけども、一体的にするものはその限りでないということで、景観読本でも絵などを示しながら描いていま

して、折れ曲がったような一体的にできるものなど、そのあたりに関しては、合わせて2平米以下としております。

以上になります。

○福田委員

ありがとうございます。

○武田委員

武田です。今回のこの意匠基準の見直し、基本的には緩和だと思うんですけども、景観誘導のポジティブな使い方みたいなものがあるのかをお伺いしたい。こうやって明確に基準を設定したことによって既存不適格の、例えば高さ10メートル以上のものを10メートル以下に下ろしてくださいとか、使用面積はここに収めてくださいとか、そういう誘導の基準として使っていけるような可能性というのはありそうでしょうか。もうお願いしかないと思うんですけど。

○事務局（辻）

ありがとうございます。

もともと景観計画にも記載があるんですが、例えば、資料2-1の147ページのところで誘導の大きな考え方みたいなのを掲示しております。その中で、資料の下段の方、景観誘導の考え方の2ポツ目、周辺景観への影響の大きい中高層部に設置される壁面広告や突出看板は、にぎわい形成に資する低層部への設置を要望しましょうということで、大きい方向性としては、今先生ご指摘いただいたように、にぎわい形成に資するものは低層部へお願いしますということを書いております。この考え方に沿って、今回も10メートル以下を緩和したという趣旨でございます。どこまで既存不適格に対して個別対応が可能かと言いますとなかなか難しいところもあるかもしれませんが、個別に事業者さんからのご相談があった場合には、そのように対応したいと思っております。

○武田委員

この基準を照らして、どのくらい既存不適格があるかは把握しておられるんですか。他市さんだと、その既存不適格案件は本当に1件1件丁寧に説明されて、どんどん改修していただいている事例を積み重ねている。具体的に言うと芦屋市さんなどはそういうふうになっていて、すごく効果があると思っているんですが、そういうボリュームではないのですか。

○事務局（岩本）

なかなか難しいですね。

○武田委員

承知しました。せっかく作ったこの項目を景観誘導のポジティブな内容にでも活用できるといいかなと感じました。以上です。

○中嶋委員長

ほかにいかがでしょうか。

○清水委員

私も、これがどのように使われていくのかというところが少し気になっていまして、先ほどのご指摘のとおり、既存不適格もそうかもしれませんけれども、これまでそういうのを出したいと非常に要望があって、これが事業者さんには好意的に受け止められるのか、今まで規制が

あってそれが当たり前なので、これができたとして、そんなにすぐに使われるものではないのか。そのあたり、今後どのように活用していただければいいのか、見通しや、今まで事業者さんにヒアリングをされていると思うのですけれども、非常に使いたいとか好意的に受け止めておられるのか、そのあたりはいかがでしょうか。

○事務局（辻）

先ほどから申し上げていますように、先行してイベントに関わる表示に関しては緩和してきまして、その中でやはりキャラクターを使いたいというニーズも聞いております。これまでも商標であれば駄目でしょうかという声も多々聞いておる中、そういう意味では今回の緩和をした後、事業者にとっては使っていただけるのかと思っております。

○清水委員

ありがとうございます。

そうすると、比較的早いうちに効果が出るというか、まちの中で商標や人物・キャラクターを掲出した広告を目にする可能性は高いという感じでしょうか。

○事務局（北川）

ただ、今平米数もかなり限っておりますので、そのくらい小さくても使いたいのかは分からないかとは思っております。大きく全面、例えばクリニックの顔などを出したいというようなお声は、これはできませんということで協議もしているんですけども、この大きさに限ったときにどこまで需要があるかというのは、蓋を開けてみないと分からないところもあるかと思っております。

○事務局（岩本）

エリマネ団体の支援制度につきましては、こういった人物・キャラクターなどを仮囲いに使いたいというお声は直接来ております。その部分につきましては、制度が施行されましたら比較的早い段階でやりたいという団体さんが出てくるのではないかと思っております。

○中嶋委員長

ほかにいかがでしょうか。麻生委員、何かございますでしょうか。

○麻生委員

特にありません。大丈夫です。

○中嶋委員長

ありがとうございます。

では、私の方から2点ほどございます。

まず、景観計画の3ページ目のところ、先ほど武田委員からもご指摘があった箇所の下のところなのですが、今回の変更箇所を丸のところでもとめていただいているんですけど、今回の大きな改定としては、屋外広告物のキャラクター使用という意匠使用の変更が1点と、あとはやはりエリアマネジメント活動という大きく2つの変更点があるということで、これを分けて書いていただいた方がよいのではないかと。重なる部分もあるんですけども、分けていただいたらというのを意見としてお伝えしたいと思っております。

もう1点は、山口委員、ほかからもあったのですが、このエリアマネジメント活動と連携した広告物の掲出については、フロー等をつけていただいているんですが、これではいま一つ運用の流れが分かりにくいところがあって、要するに、活動計画をまず協議して成立させるという

ことですが、ここで個別具体のデザイン緩和というか、その意匠の内容を決めていって、その決められた枠内であとは掲出させていくというイメージでよいのか。それを活動報告、実績報告という形でいただいてチェックしていくという考え方でよいのか。あるいは、1個1個出てくる広告についても、何か協議がさらにあることなのか。その辺は質問ですけれども、どういう運用のイメージでしょうか。

○事務局（辻）

ありがとうございます。

まず1点目の景観計画3ページ目の変更の概要の修文につきましては、ご意見を踏まえて検討させていただきたいと思います。

2点目のご質問のエリマネ広告の運用のフローですけれども、当初の計画認定の事前の協議にあたりましては、まずはエリマネ団体さんがどういった自主審査のルールで、どのような活動を、どういう形でされようとしているのか、何を目指してどういう活動をするのかというところに焦点を置きながら、自主ルールをきちんと審査したいと思っております。それに併せまして、例えばアナログであれば、まず掲げたい意匠が決まっておればそのような形も見せていただきながらと思いますし、デジタルサイネージの場合についてもコンテンツのイメージなども掲げていただきながら自主ルールとコンテンツのイメージと併せて見ていきたいと思っております。それで認定をさせていただいた後、もちろん工事用仮囲いについても意匠の変更などが出てくる場合もございますし、デジタルサイネージの新たなコンテンツが増えていくという運用もあると思います。そのあたりは、アナログにつきましては意匠変更にあたりまして、都度都度、ほかのアナログ広告全てですけれども、意匠変更については事務局の方で協議を受けていますので、通常の手続きの中で事務局で確認しながら運用していただくという形になります。デジタルサイネージについては、1年間まとめて実績報告をいただくという形で行っております。

○中嶋委員長

ありがとうございます。それが気になったのは、デジタルサイネージ取扱要綱の6ページのところに、廃止等の手続きというのがございまして、この廃止がエリアマネジメント広告の運用を廃止するというのが、これが個々の広告の廃止なのか計画自体の廃止とか、その下には休止というのがあつたりするのですが、ここの関係が分からなかったのが今ご質問をしたんですけれども、ここの廃止、あるいは休止というのは何をもって休止とするのか。

○事務局（辻）

デジタルサイネージの場合は分かりやすいんですけれども、運用自体廃止するイコール設備を撤去するというイメージで書いております。アナログの場合も、工場用仮囲いをイメージしたときには、そこの広告枠として運用をされるのをやめられる場合ということで、個別意匠の変更ということは想定しておりません。

○中嶋委員長

では、計画認定の内容についての変更というのは、また別途エリアマネジメントの方でされるという理解でよろしいですか。はい、承知しました。

全体として、今回キャラクター意匠の一部緩和とエリアマネジメントできちんと計画を立てていただいた場合にはさらに緩和することなので、制度としては作るのですが、これがど

う運用されていて、実際どういう広告が出て、どういう効果があったのかをやはりモニタリングなり検証したり、あるいはそれをフィードバックして制度をもう一度考え直す必要もあると考えておりますので、作りっぱなしではなく、最初は特にどういう形で動いていくのかということをごきちん検証していただきたいと思いますということが意見としてございます。

私からは以上となります。

ほかはいかがでしょう。よろしいでしょうか。

委員の皆様からたくさんのご意見をいただきました。多少の修正がある場所もあるかと思しますので、事務局におかれましては、これらの意見を踏まえて今後の手続きを進めていただきたいと思います。

それでは、議題2のその他についてご説明をお願いいたします。

○事務局(北川)

先ほどの議題1の修正に関しましては、事務局で案を作りまして委員長に確認いただくという形でよろしいでしょうか。

○中嶋委員長

はい。

○事務局(北川)

よろしく願いいたします。

それでは、これまでの開催状況及び今後の予定についてご説明いたします。資料4をご覧ください。

まず資料4、表面上段の各部会等の開催状況をご覧ください。令和7年3月12日に第69回都市景観委員会を開催して以降のこれまでの各部会等の開催状況となっております。都市景観資源検討部会を1回、デザイン部会を3回、景観形成推進方策検討部会を2回開催し、第70回都市景観委員会は書面にて行いました。

今後につきましては、表面下段の今後の部会、委員会の予定をご覧ください。

まず、都市景観資源検討部会ですが、都市景観資源の追加登録変更等について9月頃に現地調査を、また10月頃に第38回部会の開催を予定しております。次にデザイン部会ですが、4月から2か月ごとに開催予定で、議題は、「大規模な面的整備に係る検討書について」及び「デジタルサイネージの実績報告について」などを予定しております。次に、景観形成推進方策検討部会ですが、7月頃、10月頃の開催予定で、議題は、「重点届出区域におけるデジタルサイネージのあり方について」を予定しております。裏面に行きまして、都市景観委員会ですが、パブリック・コメントの結果にもよりますが、必要に応じて第72回を6月頃に開催予定で、議題は、「重点届出区域における広告物基準見直し」を予定しております。次に、第73回を令和8年11月頃に開催予定で、議題は、「重点届出区域におけるデジタルサイネージのあり方について」、「都市景観資源の追加登録・変更等について」を予定しております。また、第74回を来年の令和9年3月頃に開催予定で、議題は、「大阪市景観読本の変更について」を予定しております。そのほか、案件の進捗状況等により適宜開催の可能性がございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○中嶋委員長

ありがとうございました。ただいまのご説明につきましてご質問等がありますでしょうか。

また先生方にお世話になるかと思えますけれども、よろしく願いいたします。

そうしましたら、これで本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。進行を事務局へお返しします。

○事務局(北川)

本日は貴重なご意見をいただきまして誠にありがとうございました。本日ご審議いただいた内容を踏まえまして所定の手続きを経て対応してまいりたいと思います。

これをもちまして第71回大阪市都市景観委員会は閉会させていただきます。どうもありがとうございました。